

児童虐待対応制度における当事者の意見表明機会の国際比較

—日本・アメリカ・フランス・スウェーデンを対象に—

首都大学東京大学院 根岸 弓 (8266)

[キーワード] 児童虐待, 意見表明, 国際比較

1. 研究目的

児童虐待への対応について、「児童相談所が親に対し強い対応を」との主張が根強くある一方で、児童相談所職員と親・子とが協調しながらケース・クローズを図る援助方法が報告され始めている。これは、従来から指摘されてきた親との対立を避けるような児童相談所の消極的な関わりではなく、家族再統合という目標に向けての積極的関わりから生まれた対応であるといえよう。他の社会福祉領域では積極的に求められる当事者との協調が、児童虐待では子どもの生命や発達に危険を及ぼす可能性があることから、特に公の場での議論においては、慎重な姿勢がとられてきたように見受けられる。そのようななかで、より良いケース・クローズを迎えるために児童相談所の職員たちが工夫を重ね、展開してきた結果が、現在の援助の態様であると考えられる。

では、法制度についてはどうだろうか。児童虐待への対応は、一方で子どもの生命や発達を保障する使命があり、他方では親の養育権・子の養育される権利への配慮も必要となる。前者は「子どもの保護」に関するもの、後者は「当事者（親・子）の自律」に関するものと換言できる。児童虐待対応がこの2点を含むと考えるならば、援助と同様、法制度の構成もこの2点を含んでしかるべきである。しかしながら、先行研究では、特に後者の観点からの制度の分析が十分であるとはいえない。そこで、「当事者（親・子）の自律」から日本の児童虐待対応制度の構造を明らかにすることを、本研究の目的とする。

2. 研究の視点および方法

本研究で使用する「当事者（親・子）の自律」という語は、当事者（親・子）の「意見表明権」、「同意権」、「抗告（不服申立）権」の3つを総称する語として使用する。この3つは、本研究が分析対象とする児童虐待に関する法規定から導かれたものである。

本研究では、法律の規定を分析対象とする。法制度は、児童虐待に対する国の姿勢の表れであると同時に、その運用に一定の拘束力を持つと考えられる。法規定の構造を明らかにすることにより、運用とのズレを指摘することが容易になるだろう。なお、対象は基本的な児童虐待対応で用いられる法規定のみとし、親権の停止や取り上げ等、児童虐待対応から派生する事象に関する法規定については、今回の分析からは除外した。

また、日本の児童虐待対応制度の特徴を抽出するため、アメリカ・フランス・スウェーデンとの比較をおこなう。なお、アメリカは連邦法 CAPTA ではなく、入手できる範囲で州法を分析対象とした。

「当事者（親・子）の自律」から法制度の構造をとらえる手順は、以下のとおりである；①通報からケース・クローズまでの児童虐待対応を、一時保護、通常の処遇開始、強制処遇、処遇過程、ケース・クローズの5段階に分け、②各段階における「当事者の自律」行使の機会、およびそれを支えるための代理を受ける機会を測定し、③各国のスコアを算出する。そのうえで、④「児童虐待対応制度の構造分析モデル」へ適用する。なお、親と子では保障されている機会が異なるため、②と③は親・子別におこない、④で2つの結果を統合した。なお、②に「代理を受ける機会」を含めた理由は、第一に支援者・親・子の間には勢力の不均衡があること、第二に子には言語表出能力の不十分性が想定されることから、当事者の自律権行使を支えるものとして、これを当事者の自律機会に含める必要があると考えたためである。

3. 倫理的配慮

本研究は「日本社会福祉学会研究倫理指針」を順守し、先行研究を参照・引用する際には、自説と厳密に区別し、原著者名・出版年・出版社・箇所の明示に留意した。

4. 研究結果

本研究の研究結果は、以下のとおりである；第一に、法規定のみを対象とした場合、「当事者（親・子）自律」の機会は、相対的に多いフランスとスウェーデン、相対的に少ない日本とアメリカに、おおよそ二分される。第二に、代理を受ける機会については、相対的に多いアメリカとスウェーデン、相対的に少ない日本とフランスに二分される。第三に、親と子のスコアにあまり差がみられない国（アメリカ・フランス・スウェーデン）と、親と子のスコアに差がみられる国（日本）との傾向がみられた。

5. 考察

1点目の結果である「当事者の自律」の機会の違いは、Gilbert（1997）の分類にしたがえば、保護重視か家族支援重視かという、児童虐待問題に対する国の姿勢の違いによるものと考えられる。2点目の代理を受ける機会の差は、勢力の不均衡に対する各国のまなざしの強弱に由来すると考えられる。3点目の親と子のスコアの差は、子どもをより自律的存在とみなすか、あるいはより要保護的存在とみなすかの、各国の子ども観が影響しているように思われる。これら三つの結果の相違に対しいずれが望ましいかといった評価については、なお議論の余地がある。

◆参考文献 Gilbert, N., 1997. *Combating Child Abuse—International Perspectives and Trends*. Oxford University Press.